

路線価による財産評価で 納税者の敗訴確定

注目トピックス

01 | 路線価による財産評価で

納税者の敗訴確定

最高裁判所は4月19日、不動産の相続税評価を巡って、路線価による財産評価を「著しく不相当」とする判断を下しました。どういったケースで路線価による財産評価は著しく不相当とされてしまうのでしょうか。

特集

02 | 節税目的以外の

少額資産特例は今後も適用可能に

2022年度税制改正では、少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度等の対象資産から「貸付けの用に供した資産」が除外されましたが、節税・租税回避等を目的に行うものでなければ同制度等の適用はできるようです。

03 | 固定資産取得後に受けた

補助金の取り扱いが明確化

新型コロナウイルス感染症の発生により、補助金や助成金への注目が高まっています。補助金によっては、圧縮記帳の適用ができるものもありますので検討が必要です。

話題のビジネス書をナメ読み

04 | やる気に頼らず「すぐやる人」になる 37のコツ (かんき出版)

「やる気」が大事だと誰もが思いがちですが、本当に大切なのは自然体でラクに、やる気や根性に頼ることなく物事に取り組むことなのです。「すぐやる」スイッチを取り戻すための、メンタルコーチとしての実績も持つ筆者による一冊です。

